

平成 24 年 2 月 3 日  
株式会社日本政策金融公庫  
農 林 水 産 事 業

## 今冬期の大雪による被害を受けられた 農林漁業者等の皆さまの相談窓口の設置について

今冬期の大雪による被害を受けられた皆さま方に対し、心からお見舞い申し上げます。

日本政策金融公庫農林水産事業では、これにより被害を受けられた農林漁業者等の皆さま方を対象に、公庫資金のご融資や、既存の公庫資金のご返済に関する相談窓口を全国の支店農林水産事業及び農林水産事業本部に設置しましたのでお知らせします。  
(窓口開設日：2月3日)

### 【主な資金制度】

資金名	資金の使いみち	融資限度額	返済期間	利率
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	災害を原因とする農業施設の被害の復旧に必要な資金	負担額の 80% 又は 300 万円(特例 600 万円)のいずれか低い額	15 年以内	1.15% 以内
農林漁業セーフティネット資金 (災害)	災害を原因とする売上や所得の減少など一定の要件を満たす農林漁業者の方が、経営の安定を図るために必要な資金	【一般】 600 万円以内 【特認】 年間経費等の 3 / 12 以内	10 年以内	0.75 % 以内

(注1) 利率は平成 24 年 2 月 3 日現在のものです。金利情勢により変動します。

(注2) 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。